

訪問入浴介護(令和5年度)		
項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【具体的取扱方針】	事業所側の判断により、介護職員3人を配置し、サービス提供を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人でサービス提供を行ってください。 ●サービス毎にサービスの提供の責任者を必ず位置付けてください。 ●介護職員3人でサービス提供できるのは、利用者の心身の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合です。この場合、主治の医師の意見の確認が必要です。 ●主治の医師の意見を確認した際はその記録を残すようにしてください。 ●介護職員3名でサービス提供した場合は所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定してください。
介護報酬の算定【初回加算】	要支援から要介護になったことだけを理由に算定している。	●初回加算は、初回のサービス提供を行う前に、事業所の職員が新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整(浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等)を行った上で、初回のサービス提供を行った場合に算定できます。
介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】	従業者ごとに研修計画を作成せず、研修(外部における研修を含む。)を実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> ●従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定してください。 ●計画には、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めて策定してください。
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を開催していない。	●利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に(おおむね1月に1回以上)開催してください。
	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施していない。	●事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施してください。
	算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を把握せず算定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認のうえ算定してください。 ●算定の根拠となる職員の割合は記録し、保管してください。